



鳥取県公報

令和8年1月30日(金)
第9760号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	身体障害者福祉法による医師の指定 (27) (障がい福祉課)	2
	大規模小売店舗に関する変更事項の届出 (28) (企業支援課)	2
	県道の区域の変更 (29) (道路企画課)	3
	県道の供用の開始 (30) (〃)	3
	指定障害福祉サービス事業の廃止の届出 (31) (西部総合事務所県民福祉局)	3
◇ 公 告	土地収用法による収用裁決手続の開始 (県土総務課)	3

告示

鳥取県告示第27号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師を指定したので、鳥取県身体障害者福祉法施行細則（平成6年鳥取県規則第17号）第3条の規定により、次のとおり告示する。

令和8年1月30日

鳥取県知事 平井伸治

診療科目	診断に係る障害の範囲	氏名	勤務先
消化器外科	ぼうこう又は直腸機能障害	河野 友輔	米子市西町36-1 鳥取大学医学部附属病院
脳神経小児科	肢体不自由	吉野 豪	〃
小児科	〃	小枝 達也	米子市上福原七丁目13-3 鳥取県立総合療育センター
〃	ぼうこう又は直腸機能障害	坂田 晋史	〃

鳥取県告示第28号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗について同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

令和8年1月30日

鳥取県知事 平井伸治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

S-mart 田園町店 鳥取市田園町四丁目142-3ほか

2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び住所並びに代表者の氏名

八幡玉木不動産株式会社 代表取締役 玉木 美香 鳥取市丸山町217-10

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称

変更前 (仮称) S-mart 田園町店

変更後 S-mart 田園町店

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

変更前 株式会社エスマート 代表取締役 川木 光義

変更後 株式会社エスマート 代表取締役 寺谷 淳

4 変更年月日

令和8年1月15日 (ただし、3(2)に係る事項は令和2年9月1日)

5 届出年月日

令和8年1月15日

6 縦覧に供する書類

届出書

7 縦覧に供する期間

令和8年1月30日から4月間

8 縦覧の方法及び縦覧に供する場所

鳥取県商工労働部企業支援課のホームページに掲載するとともに、鳥取県商工労働部企業支援課及び鳥取市経済観光部経済・雇用戦略課において縦覧に供する。

9 意見書の提出

大規模小売店舗の変更に關し意見を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第29号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、令和8年1月30日から2週間鳥取県国土整備部道路局道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

令和8年1月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	変更前後別	区間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
津山智頭 八東線	変更前	八頭郡智頭町大字坂原字砂田667-1地先から同大字字吹谷口408-6地先まで	8.1~39.5	87.0
	変更後	八頭郡智頭町大字坂原字砂田658-3地先から同大字字吹谷口408-6地先まで	10.9~39.5	87.0

鳥取県告示第30号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、令和8年1月30日から2週間鳥取県国土整備部道路局道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

令和8年1月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区間	供用開始の期日
津山智頭八東線	八頭郡智頭町大字坂原字砂田658-3地先から同大字字吹谷口408-6地先まで	令和8年1月30日

鳥取県告示第31号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から指定障害福祉サービスの事業を廃止する旨の届出があつたので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

令和8年1月30日

鳥取県西部総合事務所長 荒 田 すみ子

名称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行っている事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行っている事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	廃止年月日
特定非営利活動法人山陰福祉の会	米子市上福原317-1	さんふくフォレスタ	米子市上福原317-1	就労継続支援A型	令和8年1月31日

公 告

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により収用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

令和8年1月30日

鳥取県収用委員会会長 木 村 潤

1 起業者の名称

鳥取県

2 事業の種類

米子境港都市計画道路事業3・4・32号両三柳中央線及び3・3・4号西福原河崎線

3 収用の裁決手続の開始を決定した年月日

令和8年1月15日

4 収用の裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積、土地所有者の氏名及び住所並びに土地に関する権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

土地						土地所有者		土地に関する権利を有する関係人		
所在	地番	地目		全筆の地積(平方メートル)	収用の裁決手続の開始を決定した土地の地積(平方メートル)	氏名	住所	氏名	住所	権利の種類
		土地の登記記録上のもの	現況	土地の登記記録上のもの	実測					
米子市両 三柳字御 建通重助 道東	2066 -1	宅地	宅地	778.33	779.60	54.51	株式会社 モビリア	倉吉市堺 町二丁目 961-1	株式会社 ハピネラ イフー光	三重県津 市西丸之内36-25
	2066 -6	宅地	宅地	78.11	79.34	45.08				